

第20号議案

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第一号

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第四条に次の一項を加える。

3 教育指導課に主任指導主事を置くことができる。主任指導主事は、法第十八条第三項に規定する職務に従事する。

第五条の表児童青少年課の部中「児童係」を「青少年係」に、「青少年係」を「児童係」に改める。
第七条の表児童青少年課の部を次のように改める。

児童青少年課

青少年係

- 一 青少年の健全育成及び青少年問題協議会に関すること。
- 二 課内他の係に属しないこと。

児童係

- 一 児童館運営及び育成室事業に関すること。

課務担当主査

- 一 放課後事業に関すること。

課務担当主査

- 一 育成室の整備に関すること
- 二 都型学童クラブの誘致並びに整備及び運営に係る助成に関すること。
- 三 育成室の開設に係る公有地等の活用に関すること。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

文京区教育局処務規則（平成四年教育委員会規則第三号）新旧対照表
改正後（案）

現行	
<p>○文京区教育局処務規則</p> <p>平成四年三月七日 文教委規則第三号</p> <p>第一条から第三条まで（略） （課長）</p> <p>第四条 課に課長を置く 2（略）</p> <p><u>3 教育指導課に主任指導主事を置くことができる。主任指導主事は、 法第十八条第三項に規定する職務に従事する。</u></p> <p>（係等の設置）</p> <p>第五条 課に次の係等を置く。 （略）</p> <p>児童青少年課 児童係 青少年係 課務担当主査 第六条（略） （教育推進部各課及び係の分掌事務）</p>	<p>○文京区教育局処務規則</p> <p>平成四年三月七日 文教委規則第三号</p> <p>第一条から第三条まで（略） （課長）</p> <p>第四条 課に課長を置く 2（略）</p> <p>3 <u>教育指導課に主任指導主事を置くことができる。主任指導主事は、 法第十八条第三項に規定する職務に従事する。</u></p> <p>（係等の設置）</p> <p>第五条 課に次の係等を置く。 （略）</p> <p>児童青少年課 児童係 青少年係 課務担当主査 第六条（略） （教育推進部各課及び係の分掌事務）</p>

<p>第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>児童青少年課</p> <p>青少年係</p> <p>一 青少年の健全育成及び青少年問題協議会に関すること。</p> <p>二 課内他の係に属しないこと。</p> <p>児童係</p> <p>一 児童館運営及び育成室事業に関すること。</p> <p>課務担当主査</p> <p>一 放課後事業に関すること。</p> <p>課務担当主査</p> <p>一 育成室の整備に関すること。</p> <p>二 都型学童クラブの誘致並びに整備及び運営に係る助成に関すること。</p> <p>三 育成室の開設に係る公有地等の活用に関すること。</p> <p>(教育機関)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>児童青少年課</p> <p>児童係</p> <p>一 児童館運営及び育成室事業に関すること。</p> <p>二 課内他の係に属しないこと。</p> <p>青少年係</p> <p>一 青少年の健全育成及び青少年問題協議会に関すること。</p> <p>課務担当主査</p> <p>一 放課後事業に関すること。</p> <p>(教育機関)</p> <p>第八条 (略)</p>
--	--